

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

講師料支払規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という）が主催する研修事業、セミナー事業等において、講演、講義等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師料の支給額)

第2条 講師料は、別紙講師謝金単価表のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会にはかり、決定するものとする。

(講師料の時間単位)

第3条 前条に規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意したプログラムにおける講義時間について、60分間を1単位とし算定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、設定時間が1単位に満たない場合は、繰り上げて講師料算定とし、一単位を超えた場合は30分を0.5単位として算定基礎とする。

(講師料の支払方法)

第4条 講師料の支払に当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

(講師の旅費)

第5条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。なお車の場合は、自宅から開催地までの往復距離を1km30円として計算する。

2. 車の場合の距離については、Webで検索した距離とする。なお、小数点以下は四捨五入とする。

3. 車の場合については、片道45km以上の場合は、高速道路・有料道路利用料金の実費を加算するものとする。

4. 講師の宿泊費については、講師を招聘しようとする担当理事（以下「担当理事」という。）が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。

5. 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、担当理事の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

(その他の謝金)

第6条 その他の謝金については、理事会で協議し支給するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成28年3月28日から施行する。